

京都府公立大学法人京都府立医科大学附属病院監査委員会規程

平成29年3月17日
京都府公立大学法人規程第40号

(趣旨)

第1条 この規程は、医療法（昭和23年法律第203号）第19条の2第2号の規定に基づき、京都府公立大学法人京都府立医科大学附属病院監査委員会（以下「委員会」という）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、京都府立医科大学附属病院（以下「病院」という）における医療安全管理業務の実態を把握し、監査することにより、医療安全管理の適正な実施を確保することを目的とする。

(業務)

第3条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 病院の医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療に関する安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務の状況について、京都府立医科大学附属病院病院長（以下「病院長」という。）から報告を求め、又は必要に応じて自ら確認を実施すること。
 - (2) 必要に応じ、京都府公立大学法人理事長（以下「理事長」という。）又は病院長に対し、医療に係る安全管理についての是正措置を講ずるよう意見を表明すること。
 - (3) 前2号に掲げる業務について、その結果を公表すること。
- 2 理事長又は病院長は、前項に規定する意見に基づき速やかに是正措置を講じ、その結果を委員会に回答しなければならない。

(組織)

第4条 委員会は、理事長が選任する有識者の委員3名以上をもって組織する。

2 委員の過半数は、病院と利害関係のない有識者（以下「外部有識者」という）とする。

3 委員の選任に当たっては、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第15条の4第2号及びこれに基づく告示、通知等に準拠して行うものとする。

4 委員の任期は、任命の日から2年以内で理事長が定める日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、外部有識者の委員から、理事長が選任する。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の公表等)

第6条 理事長は、委員名簿及び委員の選定理由について、これらの事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出するとともに、これを公表する。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、年2回以上開催することとする。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務室において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年3月17日から施行する。

附 則（規程第40-1号）

この規程は、平成30年7月19日から施行する。